

「積立定期預金」商品説明書

大阪協栄信用組合

1.商品名	積立定期預金(単利確定日型)
2.販売対象	個人および法人の方。原則、組合員の方。
3.契約期間	1年以上5年1ヶ月以下(積立周期1ヶ月の場合11回～60回)据置期間1ヶ月を含む
4.預入方法	定額式および自由式での分割預け入れ。小切手その他証券類による預け入れはできません。 満期日の1カ月前までは自由に預け入れができます。
(1)定額式	契約時に積立日を定め、一定周期毎に一定金額を普通預金(同一名義の口座に限る)からの引落しにより預け入れ。 積立周期は1ヶ月・2ヶ月・3ヶ月のいずれか。
(2)自由式	1回ごとの積立日、積立金額を定めず、現金または振替により自由に預け入れ。
5.預入金額	1回あたり10,000円以上
6.預入単位	1,000円単位
7.払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。
8.利息	
(1)適用利率	預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数について、預入日現在におけるその期間に応じた当組合所定の積立定期預金の店頭表示利率によって計算します。 ただし、契約期間が3年以上の場合には、満期日からさかのぼって2年ごとに利息計算日を定め、その計算日において預入日または前回の利息計算日から期間が1年以上ある預入金額については、預入日または前回の利息計算日におけるその期間に応じた当組合所定の積立定期預金の店頭表示利率によって利息を計算のうえ元金に組み入れます。
(2)利払方法	満期日以後に一括してお支払いいたします。
(3)計算方法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割り計算
(4)税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人のお客さまは利息に対し20%(国税15%、地方税5%)の源泉分離課税が適用されます。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息に対しては、復興特別所得税(0.315%)が付加されますので、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税が適用されます。</li> <li>法人(非課税法人を除く)のお客さまは、利息に対し総合課税が適用されます。</li> </ul>
9.特約事項	
(1)マル優	マル優はご利用いただけません。
10.期限前解約(中途解約)	
(1)解約の取扱い	満期日前に解約する場合は、預入金額ごとに預入日(利息を元金に組み入れたときは最後の利息計算日)から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた中途解約利率によって計算し、元金とともに支払います。
(2)中途解約利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>実際の預入期間が6カ月未満の場合…………… 解約日における普通預金利率</li> <li>実際の預入期間が6カ月以上1年未満の場合… 約定利率×50%</li> <li>実際の預入期間が1年以上3年未満の場合…… 約定利率×70%</li> </ul>
(3)解約手数料	いたしません。
11.苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>苦情処理措置</li> <li>ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または総務部にお申出ください。</li> <li>【大阪協栄信用組合総務部】</li> </ul>

	<p>受付日:月曜日～金曜日（祝日及び金融機関休業日を除く）</p> <p>受付時間:午前9時～午後5時</p> <p>電 話 :06-6644-6101</p> <p>所在地 :〒542-0073 大阪市中央区日本橋2-9-18</p> <p>なお、苦情等対応手続については、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス <a href="https://osaka-kyoei.co.jp/">https://osaka-kyoei.co.jp/</a></p> <p>苦情等のお申出は当組合のほか、地区しんくみ苦情等相談所・しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受付けています。</p> <p>【大阪地区しんくみ苦情等相談所(一般社団法人 大阪府信用組合協会)】</p> <p>受付日 :月曜日～金曜日（祝日及び金融機関休業日を除く）</p> <p>受付時間:午前9時～午後5時</p> <p>電 話 :06-6941-1441</p> <p>所在地 :〒540-0026 大阪市中央区内本町2-3-9</p> <p>【しんくみ相談所(一般社団法人 全国信用組合中央協会)】</p> <p>受付日 :月曜日～金曜日（祝日及び金融機関休業日は除く）</p> <p>受付時間:午前9時～午後5時</p> <p>電 話 :03-3567-2456</p> <p>所在地 :〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5</p> <p>・紛争解決措置</p> <p>公益社団法人 民間総合調停センター(電話:06-6364-7644)、</p> <p>東京弁護士会 紛争解決センター(電話:03-3581-0031)、</p> <p>第一東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3595-8588)、</p> <p>第二東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3581-2249)</p> <p>で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合総務部またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまが直接、民間総合調停センターや仲介センターへ申し出ることも可能です。</p> <p>なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。</p> <p>①移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。</p> <p>②現地調停:東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。</p> <p>※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。</p>
12. その他参考となる事項	
(1)期限後利息	満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。
(2)一部解約	一部解約・一部引出はできません。
(3)証書・通帳	通帳を発行します。
(4)預金保険制度	預金保険の対象(定額保護)となります。
(5)金利情報	店頭表示しています。